宇部市若者ベンチャー創業支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、将来を見据えた強い産業を作り出すことを目的として、次に掲げる産業分野において創業する若者に対し宇部市若者ベンチャー創業支援金（以下「支援金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定める。

(1) 医療・健康

(2) 環境・エネルギー

(3) 次世代技術関連【宇宙産業・ＤＸ[1]（デジタルトランスフォーメーション）、ＩｏＴ、ＡＩ、５Ｇ】

（資格認定要件等）

第２条　支援金の交付を受ける資格がある者として、本市が資格認定を行う対象者は、次に掲げる全ての要件を満たした者とする。

(1) 資格認定時において、申請者の年齢が 39 歳以下であること

(2) 事業開始前であること

(3) 法人設立予定であること

(4) 設立予定の法人代表者であること

(5) 主たる事業が、第１条に定める産業分野であること

(6) ベンチャーキャピタル[2]からの出資が見込まれる者

(7) 次のいずれにも該当しないこと

ア　公序良俗に反する事業を行う者

イ　公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に定める風俗営業等の事業）を行う者

ウ　暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

エ　宗教活動又は政治活動を目的とする者

（資格認定の申請）

第３条　前条の要件を満たした者が、資格の認定を受けようとするときは、宇部市若者ベンチャー創業支援金資格認定申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

---

[1] ＤＸの定義は次のとおりとする。「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」経済産業省デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン（ＤＸ推進ガイドライン）Ver.1.0

[2] ベンチャーキャピタルとは、高い成長が予想される未上場企業に対して出資を行う投資会社

(1) 事業計画書
(2) 住民票
(3) その他市長が必要と認める書類

(資格認定の通知)
第４条　市長は、資格認定の申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは速やかに前条の資格認定の対象者に対し、宇部市若者ベンチャー創業支援金資格認定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

(資格の有効期間)
第５条　資格の有効期間は、資格認定の日から１年を経過した日までとする。

(支援金の交付対象者)
第６条　支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第４条の宇部市若者ベンチャー創業支援金資格認定通知書を受けた者であり、かつ、次に掲げる全ての要件を満たした者とする。
(1) 前条の資格の有効期間内に宇部市内で創業していること
(2) 資格認定時に提出した、事業計画書に基づく創業をしていること
(3) ベンチャーキャピタルからの出資を受けた者
(4) 本社所在地が宇部市であること

(事業計画書等の変更)
第７条　資格認定者又は交付対象者は、事業計画書等に変更が生じたときは、速やかに宇部市若者ベンチャー創業支援金事業計画変更申請書（様式第３号）を市長に提出し、変更内容の承認を受けるものとする。

(変更承認の通知)
第８条　市長は、交付対象者から申請書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認めたときは速やかに前条の交付対象者に対し、宇部市若者ベンチャー創業支援金事業計画変更承認書（様式第４号）により通知するものとする。

(支援金の申請)
第９条　支援金の交付を受けようとする交付対象者は、第６条の要件を満たした場合、速やかに宇部市若者ベンチャー創業支援金交付申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 事業計画書（最新のもの）
(2) 出資契約書の写し
(3) 誓約書（様式第６号）
(4) 登記事項証明書及び定款

(5) 納税証明書
(6) その他市長が必要と認める書類

（支援金額）
第１０条　交付対象者に交付する支援金額は、次に掲げる金額とする。なお、第５条に定める期間内においては、申請回数の上限を設けないものとする。

内　容	支援金額
創業に対する報奨	出資額と同額（上限 250 万円）

（支援金の交付の決定）
第１１条　市長は、第６条に掲げる全ての要件を満たした者から第９条の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは予算の範囲内で支援金の交付額を決定し、申請者に対し、宇部市若者ベンチャー創業支援金交付決定通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（支援金の交付請求）
第１２条　前条に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに宇部市若者ベンチャー創業支援金交付請求書（様式第８号）を市長に提出するものとする。

（支援金の交付）
第１３条　市長は、前条に規定する請求書を受理したときは、その日から３０日以内に交付決定者に対し、支援金を交付するものとする。

（事業経過実績報告書等の提出）
第１４条　交付決定者は、事業開始後第３期決算まで、それぞれの決算期経過後３か月以内に宇部市若者ベンチャー創業支援金事業経過実績報告書（様式第９号）（以下「報告書」という。）を提出しなければばらない。
２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 決算報告書の写し　１通
(2) 登記事項証明書（最新のもの）
(3) その他市長が必要と認める書類

（資格認定又は交付決定の取消し）
第１５条　市長は第４条の資格認定の通知を受けた者もしくは交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、宇部市若者ベンチャー創業支援金資格認定（交付決定）取消通知書（様式第１０号）により通知するものとする。
(1) 交付申請書又は報告書の内容に虚偽があると判明したとき
(2) 第６条各号について確認した結果、資格認定時点の事業計画から大幅な変更があるもの又

は第２条第１項各号に該当しないものと判断したとき

（支援金の返還）

第１６条　市長は、前条の規定により資格認定又は交付決定の取消しを行った場合において、既に支援金の交付が完了しているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、期間を定めてその返還を求めることができる。ただし、代表者本人の死亡又は事故、災害等の事由により市長の許可を得た場合は、この限りではない。

(1) 第１４条に規定する報告書等の提出を履行しないとき

(2) 第１４条に規定する提出対象期間内に市外に本社を移転したとき

(3) 第１４条に規定する提出対象期間内に正当な理由なく事業を廃止するとき

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき

（遅延利息）

第１７条 市長は、前条の規定により支援金の返還を命じた場合において、当該返還すべき金額を指定した期日までに交付決定者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和４４年規則第４号）の定めに従い、督促状を交付決定者に発するものとする。

２ 市長は、前項の規定により督促を受けた交付決定者が、督促で指定した期限（以下「指定期限」という。）までに納付しなかったときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市延滞金の徴収に関する条例（昭和３９年条例第５７号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（帳簿等の保存）

第１８条　交付決定者は、交付決定を受けた事業に係る帳簿その他の関係書類を交付決定日から５年間、保存しなければならない。

（その他）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定めるものとする。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　市長は、この要綱の施行後３年以内に支援金交付の必要性等の検証を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずる。